

平成28年7月7日
中国四国管区行政評価局

救命率の向上につながるAEDの利用環境整備に関する調査 —必要な時に誰もがAEDを利用できる環境作りのために—

《 調査結果の公表 》

中国四国管区行政評価局（局長：若林 成嘉（わかばやし しげよし））では、AEDを使用した応急手当の一層の普及、促進を図る観点から、広島県内に所在する国の行政機関、裁判所、国立大学法人、独立行政法人、特殊法人等におけるAEDの設置状況を調査し、その結果を一覧表に取りまとめ、県内各市町に情報提供しました。

また、AEDの維持管理の不備により、緊急時に性能を発揮できないなどの重大な事態の発生を防止するため、日常点検の実施状況、AEDの設置場所を案内する掲示等の実施状況、AEDの使用に関する講習の実施状況等についても調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について、本日（平成28年7月7日）、関係行政機関に通知しましたので、公表します。

※AEDとは、Automated External Defibrillator（自動体外式除細動器）の略

人が倒れています。
誰かAEDを持って
きてください。



あなたは119番
通報してください

<本件照会先>

総務省 中国四国管区行政評価局 第一部第1評価監視官室

（担当）山根

（電話）082（228）6209

（FAX）082（228）4471

救命率の向上につながるAEDの利用環境整備に関する調査の結果（概要）

背景

- ◆ 心疾患は、死因別死亡者数の第2位（平成26年人口動態統計）
- ◆ 非医療従事者によるAEDの使用が認められて以降、AEDの国内累計販売台数は飛躍的に増加（公益財団法人日本心臓財団調査：平成16年12月末現在1,307台 ⇒ 平成26年12月末現在51万6,135台）
- ◆ 平成26年に広島市消防局管内において、一般市民に目撃された心原性の心肺停止症例185件のうち、市民がAEDを使用した件数は3件（1.6%）であり、全国平均4.1%を下回る。
- ◇ **必要な時に、国民誰もが安心してAEDを使用できる環境を整備していくことが課題**

調査事項

主な調査結果

結果の処理

設置状況

広島県内に所在する国の行政機関77官署、裁判所12所、独立行政法人等129施設において、合計425台のAEDを設置（平成28年4月1日現在）

- ◆ **一覧表にして情報提供（別紙1及び2参照）**
提供日：平成28年5月26日
提供先：広島県（県内市町）

維持管理状況

日常点検

・点検漏れ。点検結果の未記録

設置場所の案内

・AEDの設置場所を案内する掲示が不十分

- ◆ **改善事項を通知**
通知日：平成28年7月7日
通知先：広島法務局、中国財務局、広島国税局、広島労働局、中国運輸局

設置情報の登録等の状況

一般財団法人日本救急医療財団への登録

・登録漏れ、登録内容の間違い等

地方公共団体への情報提供

・情報提供が未実施

- ◆ **《通知事項》**
 - 1 日常点検の的確な実施。AEDの設置場所を案内する掲示の推進
 - 2 AED設置情報の登録及び地方公共団体に対する情報提供の推進
 - 3 AEDの使用に関する講習の実施の推進

職員を対象とした講習の実施状況

AEDの使用に関する講習

・職員等を対象とした講習が未実施

- ◆ **参考通知**
通知日：平成28年7月7日
通知先：広島県内の国の行政機関（改善事項の通知先を除く）、独立行政法人等

1. A E D の設置状況

調査の趣旨、目的

- ◆ 不特定多数の者が利用する国の行政機関、裁判所、国立大学法人、独立行政法人、特殊法人等における A E D の設置場所、利用可能時間等の基本情報を関係機関（市町、消防機関等）に対して情報提供する。

⇒ 情報提供することにより期待される効果

- ・ 消防機関等において、119番通報者に対する口頭指導時に活用する A E D 設置場所等の情報の精度向上
- ・ 一般市民の A E D へのアクセス改善による、必要な場面での A E D の利用促進及び救命率の向上

調査結果

- ◆ 広島県内では、国の行政機関77官署、裁判所12所、独立行政法人等129施設が、合計425台の A E D を設置。A E D ごとに、設置場所、使用可能日時等を把握。

なお、設置台数の主な内訳は、次のとおり。

- a. 広島県内に所在する国の行政機関延べ219官署のうち、77官署が A E D を自ら設置又は管理しており、その台数は134台
- b. 広島県内に所在する22裁判所のうち、12所が A E D を自ら設置又は管理しており、その台数は14台
- c. 広島県内に所在する国立大学法人の23施設のうち、21施設が A E D を自ら設置又は管理しており、その台数は79台
- d. 広島県内に所在する独立行政法人の39施設のうち、22施設が A E D を自ら設置又は管理しており、その台数は88台
- e. 広島県内に所在する特殊法人の748施設のうち、47施設が A E D を自ら設置又は管理しており、その台数は51台

情報提供

- ◆ 調査結果を一覧表に整理して、A E D の設置場所等の情報を公表している広島市及び東広島市をはじめ、広島県内各市町に県を通じ提供（別紙1及び2参照）

2. AEDの適切な維持管理の推進

調査の趣旨、目的

- ◆ AEDは、適切な管理等が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある医療機器（医薬品医療機器等法）。したがって、管理の不備により、緊急時に性能が発揮できない事態の発生を防止する必要。
- ◆ 来訪者等がAEDの設置場所を容易に把握できるよう、施設の分かりやすい場所にAEDを設置するとともに、その設置場所を分かりやすく案内することが必要。

調査結果

- ◆ 広島県内に所在する国の行政機関のうち、自らAEDを設置し又は管理している9官署（以下「調査対象9官署」という。）において、AEDの維持管理状況を実地調査。次のとおり、日常点検の内容等が適切でない事例が7事例
 - ・ 電気パッドやバッテリーの交換時期等を記載した表示ラベルのAED本体等への取付方法が適切でなかったり、表示ラベル自体の記載内容が間違っているにもかかわらず、日常点検で見過ごしていたもの（4官署5事例）
 - ・ 日常点検の結果を記録していなかったもの（2官署2事例）
- ◆ 調査対象9官署において、AEDの設置場所を案内する掲示の状況を調査。庁舎入口や執務室入口、1階フロア、エレベーターホール、エレベーター内等に、AEDの設置場所を案内する掲示を行った方がよいと考えられるもの（5官署5事例）
- ◇ なお、上記事例には、当局の調査を契機として、各官署において既に必要な改善措置が講じられたものを含む。

改善通知事項

- ◆ 関係行政機関は、緊急時にAEDの性能が発揮できない事態を防ぐとともに、来訪者等がAEDの設置場所へより迅速にアクセスし、使用できる環境を整備する観点から、次の措置を講じる必要がある。
 - ① 日常点検を的確に行って、その点検結果を記録すること（広島法務局、広島労働局）。
 - ② 来訪者等のためにAEDの設置場所を案内する掲示を行った方がよいと考えられる場所について、必要な対応を行うこと（広島法務局、広島国税局、広島労働局）。

3. A E D 設置情報の登録及び情報提供の推進

調査の趣旨、目的

- ◆ 消防機関等が管轄区域におけるA E Dの設置場所を把握・公表する上で拠り所の一つとなっている一般財団法人日本救急医療財団（以下「財団」という。）のA E D登録情報における登録漏れや登録内容の誤りを防止することが必要。
- ◆ A E Dの設置場所等の情報を公表することを目的とした地方公共団体独自の制度（A E D提供協力施設公表制度）に対しても情報提供が必要。

調査結果

- ◆ 調査対象9官署において、A E Dの設置情報の財団への登録状況を調査。次のとおり、登録が適切でない事例が18事例
 - ① 保有するA E Dについて、設置情報を財団へ登録していないもの（2官署2事例）
 - ② A E Dの設置場所、使用可能日・使用可能時間帯、A E Dの点検担当者の配置など、保有するA E Dの設置情報の一部の事項を財団へ登録していないもの（7官署7事例）
 - ③ A E Dの設置施設名やその施設住所に関して、財団への登録内容に誤りがあるもの（3官署3事例）
 - ④ 財団ホームページのA E Dマップ上で、A E Dの設置場所を示すピンの位置が間違っているもの（4官署5事例）
 - ⑤ 設置情報が財団に登録されているA E Dの台数と、実際に設置、管理しているA E Dの台数とが異なっているもの（1官署1事例）
- ◆ 調査対象9官署のうち、独自にA E Dの設置情報の公表制度を設けている広島市及び東広島市に所在する5官署において、広島市又は東広島市に対するA E Dの設置情報の提供状況を調査。4官署は情報提供を行っていなかった。
- ◇ なお、上記事例には、当局の調査を契機として、各官署において既に必要な改善措置が講じられたものを含む。

改善通知事項

- ◆ 関係行政機関は、A E Dの設置情報を一般市民や消防機関等の救急医療に関わる機関に広く提供する観点から、次の措置を講じる必要がある。
 - ① A E Dの設置情報について、財団への登録を行い、登録情報に変更等が生じた場合も、漏らすことなく速やかに情報の更新手続を行うこと（広島法務局、中国財務局、広島国税局、広島労働局、中国運輸局）。
 - ② A E Dの設置情報を該当の地方公共団体へ情報提供していない官署については、情報提供の可否を検討し、可能な限り提供すること（広島法務局、広島労働局、中国運輸局）。

4. A E Dの使用に関する講習の実施の推進

調査の趣旨、目的

- ◆ 国の行政機関等は、来庁者等に対して、多くの職員が緊急時にA E Dを用いた心肺蘇生法を適切に実践できるよう、職員に対し、A E Dの使用に関する講習を定期的（2～3年に1回）に実施することが必要。

調査結果

- ◆ 調査対象9官署のうち、平成23年度までにA E Dを設置した6官署について、平成24年度から26年度までの間における講習の実施状況を調査。自官署の職員を対象とした講習を当該3か年間に実施していない官署が3官署

改善通知事項

- ◆ 関係行政機関は、多くの職員が緊急時にA E Dを用いた心肺蘇生法を適切に実践できる環境を整備する観点から、定期的に自官署の職員等を対象とした講習を実施する必要がある（広島労働局、中国運輸局）。